

平成30年12月7日

株主各位

岐阜県瑞穂市牛牧758番地
岐セン株式会社
代表取締役社長 後藤 勝則

株券不発行会社への移行に伴う無効株券提出のお手続きについて

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は平成30年6月25日(月)開催の定時株主総会において、平成30年10月1日(月)を効力発生日として当社が発行する株式について株券を発行する旨の定款の定めを廃止して「株券不発行会社」に移行し、**当社は株券を発行しない会社となりますとともに当社が発行している株券はすべて無効となりました。**

つきましては無効となった株券の流通防止の観点から、お手数ながら、**裏面**の要領にてご所有の無効株券すべてを当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、株券不所持のお申し出をいただいている株式については、お手続きは不要です。

敬 具

- ・株券は無効となりましたが、株主様の保有する株式数および株式の内容に変更はありません。無効株券のご提出の有無にかかわらず、株主様の情報は、株主名簿の記載に従い引き続き管理させていただきます。
- ・今後、株式を譲渡する場合には、譲渡人と譲受人が共同して名義書換請求をしていただくことが必要となります。

無効株券提出の要領

1.無効株券提出促進期間

平成 31 年 1 月 31 日（木）まで

2.無効株券提出先

岐セン株式会社（株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社）

無効株券提出場所 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（お問合せ先） 電話（代表）0120-232-711

（受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日 9:00~17:00）

同 取 次 所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

3.無効株券提出方法

添付の「提出書」に必要事項をご記入のうえ、ご所有の当社無効株券全部を添えて、前記「2.」の無効株券提出先へ同封の返信用封筒(※)をご利用いただき、ご返送ください。

なお、ご郵送が難しい場合は、前記「2.」の無効株券提出先である三菱UFJ信託銀行の各支店まで直接お持ちください。

(※)無効株券が同封の返信用封筒に収まらない場合、別途追加の返信用封筒をお送りしますので、下記の問合せ先に申入れ下さい。

《無効株券提出方法に関するお問合せ先》

〒501-0234 岐阜県瑞穂市牛牧 758 番地

岐セン株式会社 管理部 電話 058-326-8123

以 上